

一般社団法人桜蔭会代議員選挙規則

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 26 年 7 月 8 日改定

平成 30 年 12 月 11 日改定

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人桜蔭会の定款第 10 条及び第 14 条第 2 項に基づき、代議員の選任に関し必要な事項を定める。

(選挙区)

第 2 条 この選挙の選挙区は、定款第 6 条に定める各支部とする。

(選挙管理委員会)

第 3 条 選挙管理委員会は、桜蔭会定款細則第 3 条に基づく運営委員 5 名より構成され、委員長は互選による。

2 選挙管理委員は、同細則第 1 条に基づく各部より 1 名を部長が推薦し、理事会の議を経て会長が委嘱する。

3 選挙管理委員の任期は、代議員選挙実施年度の 4 月 1 日から 2 年間とする。

(定数)

第 4 条 代議員の定数は、定款第 14 条第 1 項に基づき、別表<各支部ごとの代議員定数>に定める。ただし、会員 300 人に満たない選挙区（支部）においても、1 人は選出することとする。

2 選挙管理委員会は、選挙が行われる年度当初の会員数により、選挙区ごとの定数を前項の別表を基準に決定し、公表しなければならない。

(任期)

第 5 条 代議員の任期は、選挙後最初の 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日までの 2 年間とし、再任を妨げない。

(選挙の時期)

第 6 条 この選挙は、現任代議員の任期終了日までに実施しなければならない。

(選挙人の資格)

第 7 条 この選挙の選挙人は、本会の会員とする。

(所属選挙区)

第 8 条 選挙人及び被選挙人の選挙区は、その所属する支部とする。

(被選挙人の資格)

第 9 条 この選挙の被選挙人は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 本会の会員であること
- (2) 立候補届締切までに、会費が納入されていること
- (3) 立候補届提出時に、本部役員ではないこと

(公募方法)

第 10 条 選挙管理委員会は、会報または電子媒体により、代議員の候補者を公募する。

(立候補)

第 11 条 代議員になろうとする者は、所定の立候補届に必要事項を記載のうえ、期日までに選挙管理委

員会に提出しなければならない。一旦提出した立候補届は、投票用紙発送までは取り下げられるものとする。

(立候補者の公示)

第12条 選挙管理委員会は、立候補届に基づいて支部ごとの立候補者名簿を作成し、選挙の2週間前までに会報により選挙人に公開する。

(選挙方法)

第13条 選挙管理委員会は、選挙人に対し所属する支部の立候補者名簿及び投票用紙を送付する。選挙人は、指定された記載方法に従い、選挙区ごとに定数以内を無記名投票する。定数を越えた記載のある投票用紙は、無効とする。

(投票用紙の管理)

第14条 選挙管理委員会は、投票期間中に郵送された投票用紙を受領し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

第15条 この選挙の開票は、選挙管理委員会が定めた日に、監事の立会いのもとで、選挙管理委員会が行う。

2 開票中に発生した疑義は、監事が処理する。

(当選者)

第16条 この選挙の当選者は、選挙区ごとに、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2 定数に達する順位の方が複数の時は、選挙管理委員会委員長が抽選で決定する。

3 立候補者が定数以内のときは、立候補者を無投票当選とする。

(結果の公示)

第17条 選挙管理委員会は、選挙の結果を得票数とともに、公表しなければならない。

(補欠選挙)

第18条 補欠選挙は任期を1年以上残して代議員が0人に到った選挙区において、公募人数を1名として実施する。

2 選挙実施方法は本選挙に準ずる。

(規則の変更)

第19条 この規則は、理事会の議決を経て変更できる。

別表<各支部ごとの代議員定数>

会員数 300 名以内の支部	1 名
会員数 301 名以上 600 名以内	2 名
会員数 601 名以上 900 名以内	3 名
埼玉支部	4 名
千葉支部	4 名
神奈川支部	8 名
東京支部	20 名

附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。